

評議員の報酬及び費用弁償に関する規程

平成4年規程第2号  
平成4年3月28日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、評議員の報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 評議員は無報酬とする。

(費用弁償)

第3条 学校法人相山女学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）第34条第1項第1号により選任された評議員以外の評議員が評議員会等に出席し、その職務を行ったときは、別表第1に定める額を旅費として支給する。

2 旅費の支給は、評議員が出席した日ごとに支給することを原則とする。ただし、1日に2以上の会合のある場合は重ねて支給はしない。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から実施する。

附 則（令和7年規程第29号）

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 ただし、改正後の報酬及び費用弁償に関する規定は、令和7年度の定時評議員会の終結後から適用する。
- 3 施行日から令和7年度定時評議員会の終結時までの報酬及び費用弁償については、改正前の規定を適用する。
- 4 前項の規定にかかわらず、施行日から令和7年度定時評議員会の終結時までに寄附行為第42条に規定する評議員会以外の会合等に出席し、その職務を行ったときは、改正後の規定に基づき費用弁償することができる。

別表第1

|      |                                                         |
|------|---------------------------------------------------------|
| 旅費の額 | ・評議員会等に出席しその職務を行ったとき<br>旅 費 交通費の実費<br>日 当（1日につき） 9,000円 |
|------|---------------------------------------------------------|